

情報通信審議会 情報通信技術分科会
I P ネットワーク設備委員会（第 89 回）

1 日時

令和 7 年 8 月 4 日 13 : 00～14 : 30

2 場所

Web開催

3 出席者

（1）構成員

相田主査（東京大学）

朝枝 仁（国立研究開発法人情報通信研究機構）

石井 義則（一般社団法人情報通信ネットワーク産業協会）

内田 真人（早稲田大学）

江崎 浩（東京大学）

田中 絵麻（明治大学）

宮田 純子（東京科学大学）

矢入 郁子（上智大学）

矢守 恭子（朝日大学）

（2）総務省

【事務局】

北神安全・信頼性対策課長

杵浦電気通信技術システム課長

柴田電気通信技術システム課企画官

川津原電気通信技術システム課課長補佐

広瀬安全・信頼性対策課課長補佐

由本電気通信技術システム課課長補佐

（3）有識者（ヒアリング対象）

山田氏（デジタルライフ推進協会）

（４）オブザーバー

一般社団法人テレコムサービス協会、一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会
一般社団法人日本CATV技術協会、一般財団法人電気通信端末機器審査協会
株式会社NTTドコモ、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社、経済産業省

４ 議事

（１）端末機器の技術基準等への適合性に係るセキュリティ基準の見直しについて山田氏から資料89－１に基づき説明が行われた。説明後の質疑応答は以下のとおり。

【江崎構成員】 御意見をいただいている、私に関係する９ページのところで、旧規格の利用停止に関して、書かれていることは非常に正しいと思う。強制的に法的に全部利用停止にするというのは現実的ではないとも思う。ただ、非常にクリティカルなものである場合に対する措置というのは、法的かどうか分からないが、しっかりと当局でもやり、可能な限りの対策を進めていくということだろう。法律的に、どのように組むかというのは、多分、役人の方のほうがお考えになるのが非常に慣れているのではないかという気がするが、言っていることはそのとおりだと思う。

【田中構成員】 今回の発表を聞いて、既に個人的にもＩＳＰの案内と、またメーカーのユーザーへの設定等の案内との連携を取っているというのが非常によい取組だと感じている。こういった努力を土台にしながら、今回、端末設備の安全性に関する認証について、宣言規格を基にしたガイドラインの整備が進み、また、その対応制度的なものも進めていくことを希望されているということを知って、大変心強く思った。

【柴田電気通信技術システム課企画官】

９ページに記載のある旧規格の扱い、すなわち昔の規格及び技術基準で認定を取った機器の技術基準見直し後の扱いについては、事務局の資料89－２に基づき、引き続き議論をいただきたいところである。

また、ＩＳＰとルーターメーカーの協力によって周知活動を進めていくということは、古い機器のセキュリティ対策として非常に重要だと思っているので、そちらについても取

り組んでいただきたいと考えている。

(2) 端末機器の技術基準等への適合性に係るセキュリティ基準の見直しについて事務局(川津原電気通信技術システム課課長補佐)から資料89—2に基づき説明が行われた。説明後の質疑応答は以下のとおり。

【江崎構成員】 3ページの最後の登録認定機関等の審査は実機テストにするのか書面で行うかに関しては、現行の書面と同じでよいのではないかと思います。他のところは、これで適切だと考える。

【相田主査】 先ほど、この不要なインターフェースの無効化機能について、DLPAからは、これを第三者が確認するのは難しいのではないかという指摘だったかと思ったが、それについて、DLPAから何か追加で説明があるか。

【デジタルライフ推進協会(山田氏)】 本案件はどちらかというとソフトウェアの設計に関する話だと考えている。不要かつリスクの高いインターフェースをどのように定義するかという点だが、DLPAとしては、いわゆるVPN等のように目的を持って外部と通信する部分は不要かつリスクの高いものではなく、利用者が意図せずに、そういう機能が有効となってしまうものという認識である。その審査について、先ほど江崎構成員から、書面上でいいのではないかという話をいただいたが、書面上でそういったものの設定がされているかどうかを、恐らくベンダーが宣言したとしても、ソフトウェアにはバグがつきものなので、そういった点が書面だけではフォローし切れない可能性があるということで、今回指摘させていただいた。

【柴田電気通信技術システム課企画官】 審査が実機か書面かという点について、現行どおり書面のほうが適切との意見をいただき、また、DLPAの資料の13番に記載されている不要なインターフェースの無効化について、第三者が確認するのは難しく、コストが高いとの意見をいただいた。確かに山田様のご指摘のとおり、メーカーが宣言したときにフォローし切れない、そのとおりになっていない可能性がある、バグがあり得るということだと思うが、そういう可能性があるとしても、技術基準に入れて、それを守っていると言って提出させる形にすることで、一定の効果は期待できると思う。書面審査は実機審査と比較して確度が下がる面はあるが、技術基準に入れることに一定の意味があると感じているので、構成員の皆様から、この機能について、書面審査という形で取り入れることの適

切性について意見をいただければと思う。

【田中構成員】 経過措置が必要かどうかという話や、古い機器を引き続き接続可能としたときのリスクについて、新しい技術基準を満たしていない機器を接続可能にするかという際には、注意喚起を継続しているという点には賛同している。これは特に一般ユーザーの多さを考えると妥当だと思う。しかし一方で、非常に大きなリスクがある場合、例えば、この機器が本当に乗っ取られている場合など、いろんな個別事例もあると思われる。それは今回の技術規格等の枠ではなく、他の枠として取り扱うべきではないかと考える。

【相田主査】 多分、現にウイルスに感染して非常に悪さをしている機器がある場合、これは個別に緊急遮断するということが別の枠組みで認められているのではないかと思う。逆に、一律に技術基準適合認定等を取り消し、再度取り直さなければならないということは不適切だろうということが、先ほどのDLPA、あるいは江崎構成員からの指摘でもそうなのかなと思う。そうすると何か中間的な存在があり得るのかということで、特定の機種に感染するウイルスが非常にはやっていて、その機種に関してはそのまま放っておくと感染するリスクが非常に高いという場合に、予防的にその機種に関してのみ技適を取り消すことが現状の制度の中で可能なのかどうかについて、何か事務局のほうから教えていただけないだろうか。

【柴田電気通信技術システム課企画官】 次の6ページについて、こちらは電気通信事業法における端末機器の接続等に関する主な規定について、まず、一律にどうするかというのが、一番上に書いてある第52条で、「電気通信事業者は、・・・その接続が総務省で定める技術基準（中略）に適合しない場合」と書かれている。技術基準に適合しているかしていないかというときに、技術基準を見直した場合、古い端末に対して経過措置を取るか取らないかで、ここで適用される技術基準が変わってくることになり、「拒むことができない」の適用関係が変わってくると考えている。

個別に何かあるかといったときには、この下のほうにある、例えば第55条のように、表示が付されていないものとみなす場合があり、技術基準適合認定を受けた機器が、何らかの重大な危機があると見つかった場合、特定の機種について、電気通信回線設備を利用する他の利用者への通信の妨害などを発生するときに、表示が付されていないものとみなすという措置もある。

あるいは第60条の表示の禁止のように、設計単位であるが、同じく電気通信回線設備を利用する他の利用者への通信の妨害の発生を防止するために、端末機器の認証設計単位

での表示を禁止できる措置が規定されている。そのほか、電気通信事業者の側から接続の検査を受けるべきと求めるなど、個別の機種単位、機器単位での措置も条文上考え得ると解釈できると思う。

【相田主査】 多分その関連だと思うのだが、現在、総務省のホームページの技適の部分を見ると、技適を受けていたが技術基準を満たしていなかった。ほとんどの場合が、緊急通報ができないケースがあるというもののようだ。そういったものがかなりホームページ上にリストアップされており、それらはほとんどソフトウェアのバージョンアップで不具合が解消されているようだが、そうしたことで、必要が生じた場合には、技適の効力停止のような措置を機種ごとに行うことも可能であるようだが、田中構成員、それでよろしいだろうか。

【田中構成員】 はい。条文があり、遡り、そして相田主査の御解説もいただき、大変理解が深まった。

【相田主査】

そうすると、本日の意見を踏まえると、先ほどの不要かつリスクの高いインターフェースの無効化機能については、基本的に技術基準に規定する方向で、その現実的な運用方法については、DLPAの指摘も踏まえてもう少し検討する。それからセキュリティ基準適用前に認定を受けている端末機器への対応については、基本的には経過措置で、従前の認定を受けているものが改めて認定を取り直さなければならないということは求めないが、セキュリティリスクの高い機器が出てきた場合には、個別に対応することを少し検討するというところでよろしいか。

特に意見がないようなので、そのような方向で、次回、事務局に整理してもらいたい。

(3) IPネットワーク設備委員会報告(案)の意見募集の結果について事務局(広瀬安全・信頼性対策課課長補佐)から資料89—3、資料89—4及び資料89—5に基づき説明が行われた。説明後の質疑応答は以下のとおり。

【矢入構成員】 意見7—2について、事故報告においてオンラインフォーム化や選択方式を採用すべきといった御意見については、過去の委員会において私も同じような発言をした際、今の方式で負担はないため今回は見送ろうという話になったと理解していたが、資料下部の考え方では、多数の事案を統計的に分析するような性質のものではないと記載

されている。今の紙の状態でも、C h a t G P T等で統計的に処理できるので、こういった示し方ではまた突っ込まれてしまうのではともやもやしてしまったが、事務局様の考え方はいかがか。

【広瀬安全・信頼性対策課課長補佐】 御指摘いただいた考え方の記載については、現在報告書で記載させていただいている内容を引き写す形で対応させていただいている。

特に「重大な事故」の報告については、電気通信事業報告規則に基づく報告と比較して事案の数が大変少ないといった背景がある。

【矢入構成員】 意見7－2は、「重大な事故」の報告だけでなく、普通の事故報告についての話なのかなと思ったが、いかがか。結構分量がたまっているカテゴリーもあると思われる。

【広瀬安全・信頼性対策課課長補佐】 こちらの考え方については、委員会報告案の記載に則り、1段目については主に「重大な事故」の報告に関する内容、2段目については電気通信事業報告規則に基づく報告に関する内容という形で書き分けをさせていただいている。

【矢入構成員】 そういうことであれば、2段目についてはオンラインフォーム化を採用しない理由になっていないように思う。

【広瀬安全・信頼性対策課課長補佐】 電気通信事業報告規則に基づく報告については既に選択方式が採用されており、事業者負担は一定程度軽減されているので、今回は委員会報告案に則ったこちらの内容で進めさせていただければと考えているが、いかがでしょうか。

【矢入構成員】 承知した。「重大な事故」の報告については、別にオンラインである必要はないと思うが、そうでないものについてはオンラインフォームというニーズもあるのかなと思った。

【相田主査】 オンラインフォームというのは、数件入力するのには便利だが、大手の事業者さんで、かなり多くの件数を入力しないといけないときには、かえってオンラインフォームでないほうが便利だったりするのかもしれない、対象とする事業者さんによって、どちらが便利と思うところというのはちょっと違うのかもしれない

先ほど矢入先生からいただいた意見については、表現の修正の余地があるかどうか事務局と検討させていただいた上で、9月に開催される情報通信技術分科会に答申案件として諮ることとさせていただきたい。

(4) モバイル網固定電話の技術的条件について事務局（由本電気通信技術システム課課長補佐）から資料89—6に基づき説明が行われた。説明後の質疑応答は以下のとおり。

【相田主査】 ユニバーサルサービスについて、新たにモバイル網固定電話というようなものを位置づける際に、その技術基準を定める必要があるということで、作業班を設置して検討を進めていくという方向を示していただいた。

検討内容、あるいは今後の進め方等について、御質問、御意見等、お気づきの点があれば、ぜひ今日御発言いただければ。

私から補足させていただくと、特に緊急通報の辺りの技術基準を決めると、現在提供されているサービスは、この定義上、モバイル網固定電話には該当しない可能性がある。そうだとすると、今提供している事業者がそのサービスをやめなければならないというわけではない。モバイル網固定電話として、ユニバーサルサービスの対象とはならないけれども、低廉な価格でもって提供できる、0 A B J 電話の転送電話サービスということで、それを継続することは可能であり、モバイル網固定電話サービスの技術基準が決まり、それが現在提供しているサービスでは満たせないとき、その技術基準を満たすようなサービスに変えるのか、モバイル網固定電話ではないサービスとして続けるのか、あるいは2通りのサービスをつくるのかというようなことは、その事業者さんのほうの判断に任せられると私としては理解する。

ほかに御質問、御意見、あるいは検討に当たってのアドバイス等々あれば、ぜひお願いしたい。

【矢守構成員】 こちら、非常に重大なお役目をいただきまして、非常に身の引き締まる思いである。ユニバーサルサービスという視点から、バックボーンが変わるので、そのバックボーンの技術が変わったことに合わせて、それでも技術基準を、ユニバーサルサービスというものが満たせるような形で、なおかつ今ある技術とうまく整合性が取れるようにということを考えながら進めていきたいと思っている。

【朝枝構成員】 こちらはユニバーサル政策委員会の皆様とも連携して議論していかなければならないと思う。正直、私もワイヤレス固定バンドとモバイル網固定電話、この辺の言葉の定義からして、よく分からないところもある。今ちょうど7月からこのユニバーサル政策委員会がスタートしたということで、言葉の定義と品質、サービスの違いも含め

て議論されていくと思う。リエゾンで藤井先生に入っただけのことなので、委員会をまたぐ形でいろいろな議論もしていければよいと思う。

I P ネットワーク設備委員会の皆様にもいろいろ意見をいただくことになると思うので、どうぞよろしくお願いします。

【相田主査】

改めての確認であるが、事務局から御説明いただいたとおり、本件につきましては当委員会に作業班を設置して、詳細の検討を進めるということによろしいか。(特に異論等なし)

(5) その他

事務局(川津原電気通信技術システム課課長補佐)から議事(2)及び(3)の今後の進めかたについて説明があった。

以上